

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成22年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成22年規則第3号

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則（平成16年規則第39号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学物品管理規則の一部改正について

改正理由：大学連携研究設備ネットワークへの加入に伴い、有償での物品の貸付について規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(貸付)</p> <p><u>第18条 資産管理役は、大学の業務運営上支障がないと認められる場合には、物品を貸し付けることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による貸付は、有償とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、資産管理役は、次の各号に掲げる場合には、物品を時価よりも低い対価又は無償で貸し付けることができる。</u></p> <p><u>(1) 本学の事務又は事業の普及・宣伝若しくは職員の福利厚生を目的として、物品を貸し付けるとき。</u></p> <p><u>(2) 教育、試験、研究又は調査のために必要な物品を貸し付けるとき。</u></p> <p><u>(3) その他特別の理由があるとき。</u></p> <p><u>4 有償で貸し付ける場合は、その代価を前納させるものとする。ただし、国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人に貸し付ける場合には、その対価を後納又は分納させることができる。</u></p> <p><u>5 貸付料金については、別に定める。</u></p> <p><u>6 資産管理役は、物品の貸付の申し出を受けたときは、貸付を受けようとする者から貸付を申請する書類を徴するものとする。</u></p> <p><u>7 資産管理役は、前項の申請の承認をしたときは、貸付を承認する通知書を貸付申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>8 前7項の規定にかかわらず、本学が相互利用・共同利用に供する物品の貸付については、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(貸付)</p> <p><u>第18条 資産管理役は、次の各号に掲げる場合には、物品を無償で貸し付けることができる。</u></p> <p><u>(1) 本学の事務又は事業の普及・宣伝若しくは職員の福利厚生を目的として、物品を貸し付けるとき。</u></p> <p><u>(2) 教育、試験、研究又は調査のために必要な物品を貸し付けるとき。</u></p> <p><u>(3) その他特別の理由があるとき。</u></p> <p><u>2 資産管理役は、物品の貸付けの申し出を受けたときは、貸付けを受けようとする者から貸付けを申請する文書を徴するものとする。</u></p> <p><u>3 資産管理役は、前項の申請の承認をしたときは、貸付けを承認する通知書を貸付申請者に交付するものとする。</u></p> <p>[省略]</p>